

## 被保護者自立生活支援事業要綱

### (目的)

第1条 本事業は、各福祉事務所に配置される被保護者自立生活支援相談員（以下「支援相談員」という。）が、生活保護地区担当員（以下「地区担当員」という。）と連携して、日常生活自立、社会生活自立及び就労による自立に向けた支援を行うことにより、被保護者の自立を推進することを目的とする。

### (支援対象者)

第2条 本事業の支援対象者は、福祉事務所が稼働能力を有すると判断する被保護者（高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難な場合を除き、現に就労している被保護者を含む。）のうち、就労による自立に向け、本事業による支援が効果的と見込まれる者とする。

### (支援相談員の業務)

第3条 支援相談員は、本事業の目的を達成するため、次の各号に定める業務を行うものとする。

(1) 面談による相談支援

(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業を活用した就労支援

(3) 公共職業安定所の利用に係る支援

(4) 就労支援事業等の情報提供及び利用勧奨

(5) 採用面接に係る事前指導等

(6) 就労後の定着支援

(7) その他、本事業の目的を達成するために必要な業務及び所属長が命ずる業務

### (支援検討会)

第4条 福祉事務所は、第5条第2項、第6条第4号、同条第6号及び同条第7号に定める事項等について検討する会議（以下「支援検討会」という。）を、年2回以上開催するものとする。

2 支援検討会は、各福祉事務所の就労支援担当係長が招集して開催するものとする。

3 支援検討会は、査察指導員、地区担当員及び支援相談員により構成し、必要に応じて関係者の出席を求めることができるものとする。  
（支援期間）

第5条 本事業による支援を行う期間は、原則として6か月以内の一定期間とする。ただし、支援期間内に就労による自立に至らず、支援の継続が必要と認められる場合は、支援期間を延長することができるものとする。

2 前項ただし書きにより支援期間を延長する場合は、支援検討会において、支援継続の必要性及び延長する期間等を協議の上、決定するものとする。ただし、支援検討会での協議が日程上困難な場合は、査察指導員、地区担当員及び支援相談員で協議の上、決定することができるものとする。

（支援の手順）

第6条 本事業による支援は、次の各号の手順で行うものとする。

（1）支援対象者の選定

地区担当員は、必要に応じて査察指導員や支援相談員と協議の上、第2条の規定に該当する被保護者から支援対象者を選定する。

（2）支援対象者への説明

地区担当員は、前号で選定した支援対象者に、本事業による支援を行う旨を説明し、意思を確認する。

### (3) 自立支援対象者依頼票の提出

地区担当員は、支援相談員と協議の上、支援対象者の状況と、過去の指導経過を記載した自立支援対象者依頼票（以下「依頼票」という。）を作成し、担当する支援相談員に提出する。ただし、依頼票は、支援相談員が地区担当員に代わり作成することができるものとする。

### (4) 支援方針の決定

前号の依頼票に基づき、支援検討会での協議の上、支援対象者に対する支援方針及び支援内容（以下「支援方針等」という。）を決定する。ただし、支援検討会での協議が日程上困難な場合は、査察指導員、地区担当員及び支援相談員で協議の上、決定することができるものとする。

### (5) 支援の実施

支援相談員は、前号の規定により決定した支援方針等に基づき、次のとおり第3条に定める支援を実施する。

#### ア 面談による相談支援

支援を開始するにあたり、支援対象者と面談し、支援方針等を確認の上、生活状況、職歴及び自立に向けた支援対象者本人の希望等を聴取する。また、支援開始後は、定期的に支援対象者と面談を行い、自立に向けた相談に応じ、必要な支援を実施する。なお、支援対象者の訪問については、地区担当員と同行する場合に限り、行うことができるものとする。

#### イ 生活保護受給者等就労自立促進事業を活用した就労支援

稼働年齢層で就労意欲が高い支援対象者に対して、生活保護受給者等就労自立促進事業を活用した就労支援を実施する。支援相談員

は、支援要請書、個人票及び事業参加申込書を公共職業安定所に提出し、公共職業安定所の担当ナビゲーターと連携して就労支援を行う。

#### ウ 公共職業安定所の利用に係る支援

支援対象者に公共職業安定所の利用方法について説明するとともに、利用にあたっての事前指導（利用の際の服装、履歴書の書き方等）を行った上で、必要に応じて同行訪問を行う。また、支援対象者の能力や希望等に応じた求人情報を収集し、情報提供を行う。

#### エ 就労支援事業等の情報提供及び利用勧奨

被保護者を対象とする就労支援事業及び就労準備支援事業のほか、各機関が行う就労支援や職業訓練に係る事業の情報提供及び利用の勧奨等を行う。また、必要に応じて事業の実施場所に同行する。

#### オ 採用面接に係る事前指導等

支援対象者が就労のための採用面接を受ける際は、服装や面接時の受け答え等の事前指導を行う。また、必要に応じて面接会場に同行する。

#### カ 就労後の定着支援

就労を開始した支援対象者について、就労の継続のため、必要に応じて職場定着のための支援を行う。

### (6) 支援方針等の変更

支援対象者の支援方針等の変更が必要と認める場合は、支援検討会での協議の上、支援方針等を変更する。ただし、支援検討会での協議が日程上困難な場合は、査察指導員、地区担当員及び支援相談員で協議の上、変更することができるものとする。

#### (7) 支援の終了

支援対象者が就労により自立した場合または状況の変化により支援を継続することができない場合は、支援検討会での協議の上、支援の終了を決定する。ただし、支援検討会での協議が日程上困難な場合は、査察指導員、地区担当員及び支援相談員で協議の上、支援の終了を決定することができるものとする。

#### (8) 支援状況の報告

支援相談員は、支援対象者に対して支援を行った場合は、「自立支援状況記録票」を作成し、査察指導員及び地区担当員に供覧する。また、毎月「自立支援状況報告書」を作成し、翌月10日までに所属長及び健康福祉局生活保護・自立支援室に支援の進捗状況を報告する。

#### (その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

戻り) 自立生活支援相談員

地区担当	査察指導	課長

### 自立支援対象者依頼票

地区担当員	係	
作成年月日	年	月 日

ケース番号		対象者氏名		年	月	日生	歳
保護開始年月日	年	月	日	世帯類型	高齢・母子・傷病・障害・その他		
住所	区			最終学歴			
資格	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( <input type="checkbox"/> 免許 ) <input type="checkbox"/> ヘルパー 級 <input type="checkbox"/> ( )			保護決定状況(直近	月現在)		
世帯構成				最低生活費	円		
健康状態				収入充当額	円		
電話番号			携帯番号			扶助額	円
過去の受給歴	無	有	受給期間(有の場合)				

以下、自立生活支援相談員の記入欄

職歴	年	月	～	年	月			
	年	月	～	年	月			
	年	月	～	年	月			
	年	月	～	年	月			
	年	月	～	年	月			
	年	月	～	年	月			
	年	月	～	年	月			
	年	月	～	年	月			
	年	月	～	年	月			
	最終離職日	年	月	日				
希望職種	具体的な職種	可否	具体的な職種	可否	具体的な職種	可否	具体的な職種	可否
	建築/土木作業		製品検査		販売(店員)		介護・ヘルパー	
	清掃		伝票整理・包装		飲食店			
	警備		部品等の組立作業		弁当・惣菜作り			
	運転/配送		営業(生命保険含む)		事務			
上記以外可能職種								
勤務可能時間	:	～	:	勤務日	日・月・火・水・木・金・土			
勤務地希望								
他の条件								
就労開始目標時期	年	月	日	次回確認時期	年	月	日	
特記事項								

自立支援状況記録票		地区担当者		係	
ケース番号	対象者氏名	年 月 日		歳	
資格・免許等	最終学歴				
電話	最寄駅名	徒歩		分	
年 月 日	支 援 内 容				
自立生活支援相談員		地区担当員	査察指導員		


自立支援状況報告書(            年    月分)  
福祉事務所

1 今年度の支援対象者数(支援終了者を含む)

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
当月新規								
前月から継続								
合計								

2 世帯類型

	母子世帯 の母	稼働年齢層		高齢者	障害者世帯 の世帯主 (高齢者を除く)	傷病者世帯 の世帯主 (高齢者を除く)	その他の者	合計
		その他世帯	障害者・ 傷病者世帯 (世帯主を除く)					
当月新規								
前月から継続								
合計								

3 支援状況

	面談回数 (延べ)	他の支援機関への引継ぎ人数					
		引継先	ハローワーク	パソナ	ダンウェイ	ブリュッケ	その他
当月							
前月まで累計							
合計							

4 就労開始者

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
当月就労開始								
前月まで								
合計								

5 就労開始者の勤務形態

正社員	パート	アルバイト	派遣社員	契約社員・委託	その他	合計

6 就労開始者の職種

清掃	販売従事者	接客・給仕	管理・保安	事務関係	介護・福祉	調理	輸送・ 機械運転
運搬・ 倉庫作業	生産・製造	建設・土木	営業	医療	農林漁業	その他	合計

7 支援終了者の内訳 (当月支援終了者数 )

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
増収廃止								
増収以外廃止								
移管・失踪・ 死亡・その他								
合計								

8 支援開始時・終了時の状況

	日常生活に課題	社会生活に課題	意欲・知識に課題	就労可能	就労している	合計
支援開始時						
支援終了時						

9 削減効果額

	合計		廃止による削減効果額		変更による削減効果額	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
合計						

